

日吉津村海浜運動公園再整備事業基本契約書（案）

日吉津村海浜運動公園再整備事業（以下「本事業」という。）に関して、日吉津村（以下「村」という。）は、代表事業者である●●（以下「代表事業者」という。）並びに構成事業者である●●、●●及び●●（以下、これらの者を個別に又は総称して「構成事業者」といい、代表事業者及び構成事業者を個別に又は総称して以下「事業者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。なお、本基本契約は、設計施工一括請負契約、システム開発業務委託契約及び研修業務委託契約と不可分一体として特定事業契約を構成するものとする。

第1条（目的及び解釈）

- 1 本基本契約は、村及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 本基本契約の用語は、別紙1の定義集に定義された意味を有するものとする。
- 3 本基本契約、特定事業契約（本基本契約を除く。以下、本項において同じ。）、募集要項等、提案書の間には齟齬がある場合、本基本契約、特定事業契約、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、村と事業者が協議の上、提案書の記載内容が募集要項等を上回ることを確認した場合、当該部分については提案書の記載が募集要項等に優先するものとする。

第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 村は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 3 事業者は、日吉津村海浜運動公園再整備事業に係る事業者選定委員会及び村の要望事項の要望事項を最大限尊重するものとする。

第3条（本事業の概要）

- 1 本事業は、設計業務、建設業務、工事監理業務、システム開発業務及び研修業務その他関連業務並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成されるものとする。
- 2 事業者は、特定事業契約、募集要項等及び提案書に従って、本事業を遂行しなければならない。また、本事業に関する事業者の資金調達は、特定事業契約に別段の定めがある事項を除き、全て事業者がそれぞれ自己の責任において行うものとする。

第4条（事業日程）

- 1 本事業の事業日程については別紙2に示す。
- 2 本事業の事業期間は、設計施工一括請負契約の本契約成立の日から令和8年3月末日までとする。

第5条（役割分担）

- 1 本事業の実施において、各事業者は、村と別段の合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。
 - (1) 設計業務、工事監理業務及び建設業務は、建設共同企業体が村からの発注を受けて、これを行う。
 - (2) 設計業務は、建設共同企業体の内部的な役割分担の取り決めにより設計事業者がこれを行う。
 - (3) 工事監理業務は、建設共同企業体の内部的な役割分担の取り決めにより工事監理事業者がこれを行う。
 - (4) 建設業務は、建設共同企業体の内部的な役割分担の取り決めにより建設事業者がこれを行う。
 - (5) システム開発業務は、村からの委託を受けて、システム開発事業者が行う。
 - (6) 研修業務は、村からの委託を受けて、研修事業者が行う。
- 2 特定事業契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、設計事業者、工事監理事業業者、建設事業者、システム開発事業者及び研修事業者は、合理的に必要と認められる部分につき、特定事業契約に定めるところに従って、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

第6条（特定建設工事共同企業体の組成）

- 1 建設事業者は、本施設の設計業務、工事監理業務及び建設業務を請け負うに当たり、代表者は建設業務を実施する建設事業者とし、その他の構成員を設計事業者、工事監理事業業者及び代表者となる建設事業者以外の建設事業者とする複数の事業者からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設共同企業体」という。）を組成する¹。
- 2 建設事業者は、建設共同企業体の組成及び運営に関し建設共同企業体協定書を締結の上、締結後速やかにその原本証明付き写しを村に提出する。
- 3 建設事業者は、前項に規定する建設共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付き写しその他変更内容を証す

¹ 本契約は、設計事業者、工事監理事業業者及び建設事業者によって1つの共同体を組成することを想定しています。単独の法人の場合、共同体を組成しない場合又は複数の共同体を組成する場合には、必要な修正を行う予定です。

る書面をあわせて村に提出する。

- 4 建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体の構成員は、連帯して、本基本契約において建設共同企業体が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

第7条（特定事業契約の締結）

- 1 村と建設共同企業体は、令和●年●月●日までに設計施工一括請負契約を締結する。
- 2 村とシステム開発事業者は、令和●年●月●日までにシステム開発業務委託契約を締結する。
- 3 村と研修事業者は、令和●年●月●日までに研修業務委託契約を締結する。
- 4 第1項の設計施工一括請負契約は仮契約として締結されるものとし、設計施工一括請負契約に関する議案について日吉津村議会の議決を得た日から本契約としての効力を生じるものとする。また、設計施工一括請負契約に関する議案について日吉津村議会の議決において否決されたときは、他の締結済みの特定事業契約は無効とし、未締結の特定事業契約は締結しないものとする。なお、この場合において、村は一切の責任を負わない。

第8条（設計業務、工事監理業務及び建設業務）

- 1 設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る業務の概要は、要求水準書及び提案書に定めるとおりとする。
- 2 建設共同企業体は、村との設計施工一括請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、村との別段の合意がある場合を除き、当該契約期間内に本施設を完成させ、村に引き渡す。
- 3 建設共同企業体は、設計施工一括請負契約の規定に基づき、村に対し、設計業務、工事監理業務及び建設業務における契約保証金を差し入れなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る契約条件の詳細は、設計施工一括請負契約による。

第9条（システム開発業務）

- 1 システム開発業務に係る業務の概要は、要求水準書及び提案書に定めるとおりとする。
- 2 システム開発事業者は、村とのシステム開発業務委託契約締結後、速やかにその業務に着手し、村との別段の合意がある場合を除き、当該契約期間においてシステム開発業務を実施する。
- 3 前各項に定めるもののほか、システム開発業務に係る契約条件の詳細は、システム開発業務委託契約による。

第10条（研修業務）

- 1 研修業務に係る業務の概要は、要求水準書及び提案書に定めるとおりとする。
- 2 システム開発事業者は、村との研修業務委託契約締結後、速やかにその業務に着手し、村との別段の合意がある場合を除き、当該契約期間において研修業務を実施する。
- 3 前各項に定めるもののほか、研修業務に係る契約条件の詳細は、研修業務委託契約による。

第11条（債務不履行等）

本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。この場合において、事業者のいずれかの債務不履行に起因して、村に損害を与えた場合には、事業者は、村に対して、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

第12条（談合その他不正行為による解除）

- 1 村は、事業者が本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本基本契約を解除し、特定事業契約（本基本契約を除く。以下、本項において同じ。）を締結せず若しくは本契約として成立させず、又は解除することができる。ただし、事業者のうち構成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、代表事業者が構成事業者に代わって参加資格を有する者を構成事業者として補充し、村が参加資格の確認及び当該補充事業者の能力を勘案し、特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、村及び事業者は本基本契約を終了させ、村と代表事業者及び当該補充後の構成事業者によるグループとの間で、新たに基本契約を締結することができるものとする。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本項において同じ。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者のいずれか又は事業者のいずれかが構成事業者である事業団体（以下本項において「構成事業者等」という。）に対して行われたときは、構成事業者等に対する命令で確定したものをいい、構成事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本選

定手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 事業者のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 村は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、本基本契約を解除し、特定事業契約（本基本契約を除く。以下、本項において同じ。）を締結せず若しくは本契約として成立させず、又は解除することができる。ただし、事業者のうち構成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、代表事業者が構成事業者に代わって参加資格を有する者を構成事業者として補充し、村が参加資格の確認及び当該補充事業者の能力を勘案し、特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、村及び事業者は本基本契約を終了させ、村と代表事業者及び当該補充後の構成事業者によるグループとの間で、新たに基本契約を締結することができるものとする。

- (1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 事業者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、村が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 3 事業者のいずれかが第1項各号のいずれかに該当したときは、特定事業契約が解除又は不締結になるか否かを問わず、事業者は、連帯して、提案書に記載した特定事業契約の契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額の100分の20に相当する額を違約金として村に支払う義務を負う。事業期間が満了した後においても、同様とする。
 - 4 村は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、本基本契約を解除し、特定事業契約（本基本契約を除く。以下、本項及び次項において同じ。）も解除することができる。
 - (1) 事業者が本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、村が相当の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該是正期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (2) 本基本契約以外の特定事業契約が解除されたとき。
 - 5 事業者の責めに帰すべき事由（第2項各号及び前項の場合を含むが、その限りではない。）により、本基本契約及び特定事業契約が解除された場合（第1項各号に該当する場合を除く。）、事業者は、連帯して、提案書に記載した特定事業契約の契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額の100分の10に相当する額を違約金として村に支払う義務を負う。ただし、本基本契約以外の特定事業契約に基づき違約金が支払われた場合を除く。
 - 6 第3項及び前項の違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、事業者のいずれかの債務不履行により村が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について村が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。
 - 7 次の各号に掲げる者が本基本契約を解除した場合は、第4項第1号及び第5項に該当する場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14

年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

第13条(秘密保持義務)

- 1 村及び事業者は、本基本契約又は本事業に関連して受領した情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、村及び事業者は、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 受領の時に公知である情報
 - (2) 受領される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 受領の後に村及び事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 受領の後に秘密情報を開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 受領を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (6) 村及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、村及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要しない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令等上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 村につき守秘義務契約を締結した村のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 村が本施設の運営に必要と認めた場合(本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。)
- 4 村は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令等その他村の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

第14条（本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

村及び事業者は、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第15条（個人情報の保護）

事業者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。事業者が本業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合においては、下請負者又は受任者に遵守させなければならない。

第16条（本基本契約の変更）

本基本契約の規定は、村及び事業者の書面による合意がなければ変更できない。

第17条（本基本契約の有効期間）

本基本契約の有効期間は、本基本契約の締結日から事業期間満了日までとする。ただし、本基本契約の終了後も第11条、第13条、第15条、本条及び第18条の定めは有効とする。

第18条（準拠法）

本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

第19条（管轄裁判所）

村及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第20条（誠実協議）

本基本契約書に定めのない事項については、必要に応じて村と事業者とが協議して定める。

(以下余白)

本基本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、村と代表事業者が各自1通を保有し、その他の当事者は各自写しを保有する。

令和●年●月●日

村

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村

日吉津村長 中田 達彦

事業者

代表事業者

住所

名称

代表事業者

構成事業者

住所

名称

代表者

構成事業者

住所

名称

代表者

定義集

- (1) 「研修業務」とは、要求水準書第5章6で規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (2) 「研修業務委託契約」とは、本基本契約に基づき、村と研修事業者が研修業務の委託に関して締結する予定の研修業務委託契約書をいう。
- (3) 「研修事業者」とは、●●をいう。
- (4) 「建設業務」とは、要求水準書第5章4で規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (5) 「建設共同企業体」とは、第6条第1項で定義する意味を有する。
- (6) 「建設事業者」とは、●●をいう。
- (7) 「工事監理業務」とは、要求水準書第5章3で規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (8) 「工事監理事業者」とは、●●をいう。
- (9) 「事業期間」とは、設計施工一括請負契約の村議会における議決を受け、設計施工一括請負契約が本契約として成立した日から令和8年3月31日までの期間をいう。
- (10) 「システム開発業務」とは、要求水準書第5章5で規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (11) 「システム開発業務委託契約」とは、本基本契約に基づき、村とシステム開発事業者がシステム開発業務の委託に関して締結する予定のシステム開発業務委託契約書をいう。
- (12) 「システム開発事業者」とは、●●をいう。
- (13) 「設計業務」とは、要求水準書第5章2で規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (14) 「設計事業者」とは、●●をいう。
- (15) 「設計施工一括請負契約」とは、本基本契約に基づき、村と建設共同企業体が設計業務、工事監理業務及び建設業務の請負に関して締結する予定の設計施工一括請負契約書をいう。
- (16) 「提案書」とは、本選定手続において事業者から村に提出された技術提案書をいう。
- (17) 「特定事業契約」とは、本基本契約、設計施工一括請負契約、システム開発業務委託契約及び研修業務委託契約を個別に又は総称していう。
- (18) 「募集要項等」とは、本選定手続に際して村が公表した募集要項（その後の変更を含む。）、様式集、要求水準書、審査基準並びにその他本選定手続に関し村が公表し又は事業者に提示する資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含む、これらに係る質問回答書及びその後の修正を含む。）をいう。
- (19) 「本業務」とは、設計業務、工事監理業務、建設業務、システム開発業務及び研修業務

を個別に又は総称していう。

- (20) 「本施設」とは、要求水準書第2章5において定義する意味を有する。
- (21) 「本選定手続」とは、本事業に関し実施される公募型プロポーザル方式による事業者の選定手続をいう。
- (22) 「要求水準書」とは、村が本選定手続において公表した要求水準書及びこれに係る質問回答をいう。

別紙 2

事業日程表

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 事業者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いに当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、本業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 事業者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、本基本契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 事業者は、本業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、本業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4条 事業者は、本業務を処理するため村から提供された個人情報が記録された資料等を、村の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製又は複写の禁止)

第5条 事業者は、本業務を処理するため村から提供された個人情報が記録された資料等を、村の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6条 事業者は、本業務を処理するため村から提供された個人情報が記録された資料等をき損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7条 事業者は、本業務を処理するため村から提供された個人情報が記録された資料等を、本業務の完了後速やかに村に返還するものとする。ただし、村が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8条 事業者は、本業務を処理するため村から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、き損し、又は滅失した場合は、村に速やかに報告し、その指

示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9条 村は、事業者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

以上